

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第122号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「収入役及び区収入役」を「会計管理者及び区会計管理者」に改める。

第3条の見出し中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「収入役は」を「会計管理者は」に、「区収入役」を「区会計管理者」に、「第1条第4項、第7項又は第8項」を「(以下「兼職規則」という。)第1条第5項、第8項又は第9項」に、「同規則第2条第4項、第7項又は第8項」を「兼職規則第2条第5項、第8項又は第9項」に改め、同項第1号中「京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第1条第5項又は第6項」を「兼職規則第1条第6項又は第7項」に、「同規則第2条第5項又は第6項」を「兼職規則第2条第6項又は第7項」に改め、同条第2項中「収入役は、京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第1条第4項、第7項又は第8項」を「会計管理者は、兼職規則第1条第5項、第8項又は第9項」に、「同規則第2条第4項、第7項又は第8項」を「兼職規則第2条第5項、第8項又は第9項」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第3項本文、第4項本文及び第5項本文中「収入役は」を「会計管理者は」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に、「京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第2条第5項又は第6項」を「兼職規則第2条第6項又は第7項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「区収入役」を「区会計管理者」に、「京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第2条第4項、第7項又は第8項」を「兼職規則第2条第5項、第8項又は第9項」に改め、同項第3号及び同条第2項中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第7条第1項前段中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第10条第1項中「収入役」を「会計管理者」に、「または」を「又は」に、「亡失」を「亡失し、」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「区収入役」を「区会計管理者」に、「または」を「又は」に、「亡失」を「亡失し、」に、「の各号の定める」を「に定める」に改め、同項第1号中「区収入役」を「区会計管理者」に、「収入役及び」を「会計管理者及び」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第3項中「区収入役」を「区会計管理者」に、「収入役及び」を「会計管理者及び」に改め、同条第4項中「収入役」を「会計管理者」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第5項中「または」を「又は」に改める。

第13条第1項後段を次のように改める。

この場合において、市長の事務部局の職員以外の者は、当該職員に併任されたものとみなす。

第15条第2項前段中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条第3項中「法第172条第1項に規定する吏員その他」を「市長の事務部局」に改める。

第20条中「収入役」を「会計管理者」に、「よって」を「より」に、「または」を「又は」に改める。

第21条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第24条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「すみやかに」

を「速やかに」に改める。

第29条第2項及び第31条第2項後段中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第38条第2項及び第3項後段並びに第39条第3項前段中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第43条第2項、第44条第2項後段及び第3項並びに第45条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第45条の3第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第46条第1項及び第2項本文中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第3項本文、第4項後段及び第5項中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第49条中「または府等」を「，府等」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第50条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第4号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第71条の3並びに第73条第2項及び第4項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第79条第2項前段中「及び法」を「及び地方自治法（以下「法」という。）」に改める。

第79条の2第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第81条第2項前段中「よって」を「より」に改め、同項後段中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第84条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第5号を削り、第6号を第

5号とし、第7号を第6号とする。

第85条第1項前段中「整理の」を「整理した」に改め、同項後段中「第7号」を「第6号」に改め、同条第2項前段中「審査の」を「審査した」に改め、同項後段中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定中」に改める。

第86条第1項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同項第3号及び同条第2項中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4項及び第5項中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第87条中「収入役」を「会計管理者」に、「または」を「又は」に、「現金出納簿」を「現金出納簿」に改める。

第91条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「雑部金受払簿）または」を「雑部金受払簿）又は」に、「収入役」を「会計管理者」に、「あらたな」を「新たな」に改める。

第98条第3項ただし書中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第103条第1項及び第2項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「収入役」を「会計管理者」に、「または」を「又は」に改める。

第104条中「収入役は、区収入役」を「会計管理者は、区会計管理者」に、「ともに」を「共に」に改める。

第105条の前の見出し中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第106条第1項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 区会計管理者

第106条第1項第3号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「収入役は」を「会計管理者は」に、「区収入役」を「区会計管理者」に、「命ずる」を「命じる」に改める。

第107条の見出し中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第2項中「区収入役」を「区会計管理者」に、「命ぜられた」を「命じられた」に、「すみやかに収入役」を「速やかに会計管理者」に改める。

第108条後段中「区収入役」を「区会計管理者」に、「収入役を」を「会計管理者を」に改める。

第111条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第112条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第118条の見出し中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第119条を削る。

第120条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同項第1号中「支払命令」の右に「、出納金に関する報告書」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号及び第2号に規定する公印は、区会計管理者が資金前渡又は概算払の精算を承認する場合の公印に代用することができる。

第120条第3項を削り、同条を第119条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出納機関の職務代理の場合の公印)

第120条 会計管理者又は区会計管理者に事故があるため、他の職員がその職務を代理する場合においては、当該会計管理者又は区会計管理者の公印は、その職務を代理する職員の公印とみなす。

第125条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第1 1中第7号を削り、第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同表に第1号として次の1号を加える。

(1) 総合企画局地球温暖化対策室の庶務を担当する担当課長

別表第1 1第11号を次のように改める。

(11) 生活環境美化センター所長

別表第1 1中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第45号までを1号ずつ繰り上げ、第46号を第45号とし、同号の次に次の1号を加える。

(46) 都市計画局都市景観部景観政策課長

別表第1 1第47号を次のように改める。

(47) 都市計画局都市景観部市街地景観課長

別表第1 1第50号及び第51号を次のように改める。

(50) 都市計画局建築指導部建築指導課長

(51) 都市計画局建築指導部建築審査課長

別表第1 1第53号から第57号までを次のように改める。

(53) 建設局建設企画部建設総務課長

(54) 建設局土木管理部道路河川管理課長

(55) 建設局土木管理部道路明示課長

(56) 建設局土木管理部放置車両対策課長

(57) 建設局道路建設部道路建設課長

別表第1 1第59号を次のように改める。

(59) 建設局水と緑環境部河川整備課長

別表第1 1第77号を次のように改める。

(77) 総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）

別表第4中「第9号 呉竹総合養護学校事務長」を「第9号 呉竹総合支援学校事務長」に、「第16号 北総合養護学校事務長」を「第16号 北総合支援学校事務長」

「第27号 桃陽総合養護学校長」を「第27号 桃陽総合支援学校長」に、  
「第28号 鳴滝総合養護学校長」を「第28号 鳴滝総合支援学校長」

「第49号 建設局道路部放置車両対策課長」を  
「第50号 建設局管理部建設総務課長」

「第49号 建設局土木管理部放置車両対策課長」に、  
「第50号 建設局建設企画部建設総務課長」

「第56号 都市計画局都市景観部都市景観課長」を「第56号 都市計画局都市景観部景観政策課長」に、「第58号 削除」を「第58号 都市計画局都市景観部市街地

「第61号 市民美化センター所長  
景観課長」に、  
「第62号 東総合養護学校事務長」

「第61号 生活環境美化センター所長」に、「第64号 削除」を「第64号 北区  
第62号 東総合支援学校事務長」

「第69号 削除」を「第69号 上京区役所区民部市民窓口課長」に、「第75号 都市計画局建築指導部指導課長」を「第75号 都市計

画局建築指導部建築指導課長」に、「第94号 削除」を「第94号 左京区役所区民

「第111号 白河総合養護学校長」を  
「第112号 削除」

「第111号 白河総合支援学校長」に、「第114号 削除」を「第114

第112号 中京区役所区民部市民窓口課長」

号 東山区役所区民部市民窓口課長」に、「第125号 建設局道路部道路管理課長」  
を「第125号 建設局土木管理部道路河川管理課長」に、「第127号 建設局街路  
部街路建設課長」を「第127号 建設局道路建設部道路建設課長」に、

「第129号 建設局水と緑環境部河川課長

第130号 削除 を

第131号 建設局道路部道路明示課長 」

「第129号 建設局水と緑環境部河川整備課長

第130号 山科区役所区民部市民窓口課長 に、「第136号 西総合養護学

第131号 建設局土木管理部道路明示課長 」

校事務長」を「第136号 西総合支援学校事務長」に、「第139号 削除」を「第  
139号 下京区役所区民部市民窓口課長」に、「第141号 削除」を「第141号  
南区役所区民部市民窓口課長」に、「第144号 生活環境事務所長」を「第144号  
削除」に、

「第148号 削除 「第148号 右京区役所区民部市民窓口課長

第149号 削除 第149号 西京区役所区民部市民窓口課長

第150号 削除 を 第150号 西京区役所洛西支所区民部市民窓口課長 に、

第151号 削除 第151号 伏見区役所区民部市民窓口課長

第152号 削除 第152号 伏見区役所深草支所区民部市民窓口課長

第153号 削除」 第153号 伏見区役所醍醐支所区民部市民窓口課長 」

「第157号 環境局地球環境政策部地球温暖化対策課長」を「第157号 総合企画  
局地球温暖化対策室の庶務を担当する担当課長」に、「第161号 都市計画局建築指  
導部審査課長」を「第161号 都市計画局建築指導部建築審査課長」に改める。

第2号様式備考以外の部分及び第2号様式の2備考以外の部分中「京都市 (区)



収入役」を「京都市 (区) 会計管理者」に改める。

第3号様式中 「

収入役	室長	課長	課長補佐・係長	係員
-----	----	----	---------	----

」を削る。

第3号様式の2中「京都市 (区) 収入役」を「京都市 (区) 会計管理者」に改める。

第4号様式備考以外の部分中「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改め、同様式備考中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第4号様式の2 1備考1中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第5号様式備考以外の部分中「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

第8号様式1備考3中「収入役」を「会計管理者」に改め、同様式7備考以外の部分中「京都市 - 区収入役」を「京都市 - 区会計管理者」に、「京都市 - (区) 収入役」を「京都市 - (区) 会計管理者」に改める。

第10号様式中「京都市 区収入役」を「京都市 区会計管理者」に改める。

第11号様式1備考及び同様式2備考2中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第12号様式中 「

市(区)収入役
課長補佐・係長
係員

」を削り、「京都市 (区) 収入役」を「京都市 (区)

会計管理者」に改める。

第14号様式の2備考以外の部分中

節																			
金額		十	百	千	百	十	万	千	百	十	円								

を

節																			
金額		十	百	千	百	十	万	千	百	十	円								

節																			
金額		十	百	千	百	十	万	千	百	十	円								

に、

を

節																			
金額		十	百	千	百	十	万	千	百	十	円								

に改める。

第15号様式(表面)中

節																			
金額		十	百	千	百	十	万	千	百	十	円								

を

節																			
金額		十	百	千	百	十	万	千	百	十	円								

に、「京都市収入役」を「京都市会計管理者」

に改める。

第17号様式備考以外の部分中

収入役
課長補佐 ・係長
係員

を削り、「京都市収入役」を「京

都市会計管理者」に改める。

第19号様式中「

会計課員	課員
------	----

」を削る。

第21号様式中「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改める。

第23号様式備考以外の部分中「

収入役		課長補 佐・係長	係員
-----	--	-------------	----

」を削り、「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改める。

第25号様式の2 1備考以外の部分中「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改め、同様式 2備考以外の部分中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改め、同様式 2備考3中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第27号様式、第33号様式及び第39号様式中「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改める。

第40号様式備考以外の部分中「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改める。

第44号様式1中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市 区収入役」を「京都市 区会計管理者」に改め、同様式2中「京都市 区収入役」を「京都市 区会計管理者」に改める。

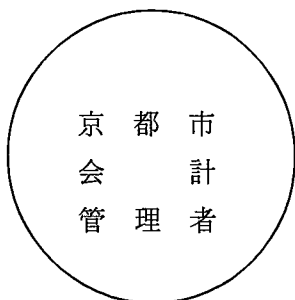
第46号様式中「または」を「又は」に、「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に、「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改める。

第47号様式備考以外の部分中「市（区）収入役」を「市（区）会計管理者」に、「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改める。

第83号様式1備考及び第83号様式の2備考中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第91号様式から第102号様式までを次のように改める。

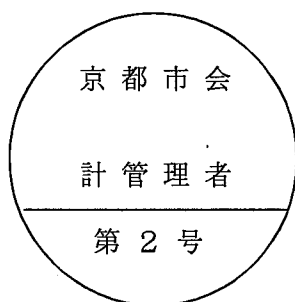
第91号様式（第118条関係）



径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

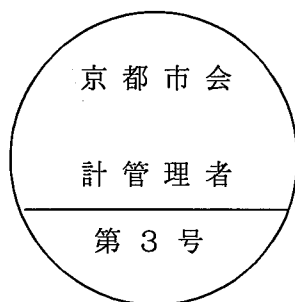


（会計室長である会計職員が専決又は代決する場合に使用する公印）

径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印



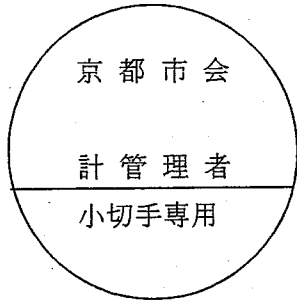
（会計室次長である会計職員が専決又は代決する場合に使用する公印）

径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

第91号様式の2 (第118条関係)

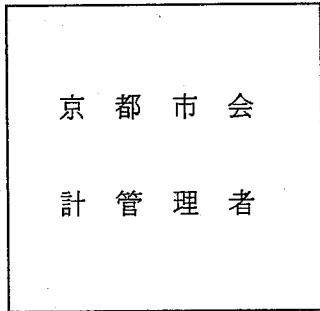


径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

第92号様式 (第118条関係)



21ミリメートル平方

か い 書

朱 肉 印

第92号様式の2 (第118条関係)



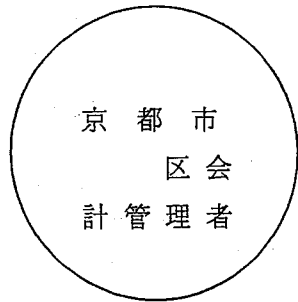
径25ミリメートル

年月日の日付は、回転式とする。

( )内は、2個目の公印とする。

第93号様式から第94号様式の2まで 削除

第95号様式 (第119条関係)



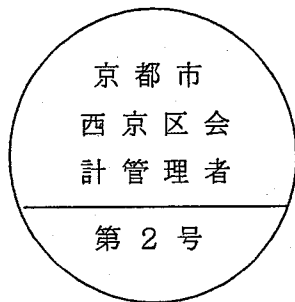
径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

第96号様式 (第119条関係)

1 西京区役所洛西支所用

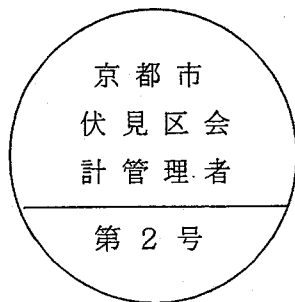


径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

2 伏見区役所深草支所用

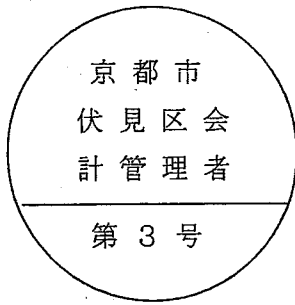


径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

3 伏見区役所醍醐支所用

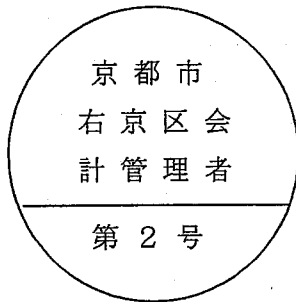


径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

4 右京区役所京北出張所用



径15ミリメートル

か い 書

朱 肉 印

第97号様式 (第119条関係)



径25ミリメートル

年月日は回転式

( ) 内は、2個目の公印とする。

第98号様式（第119条関係）

- 1 西京区役所洛西支所，伏見区役所深草支所及び右京区役所京北出張所用



径25ミリメートル

日付は，回転式とする。

( )内は，2個目の公印とする。

- 2 伏見区役所醍醐支所用



径25ミリメートル

日付は，回転式とする。

( )内は，2個目の公印とする。

第99号様式から第102号様式まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。ただし，第3条から第5条までの改正規定（収入役及び区収入役に関する部分を除く。）は，同月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか，この規則の施行に必要な経過措置は，市長が定める。



(会計室)